

吉野川市子育て支援センター「ちびっこプラザ」
運営業務委託事業者募集要項

この要項は、吉野川市子育て支援センター「ちびっこプラザ」運営業務委託（以下「本件業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、その手続その他の必要な事項を定めるものとする。

1. 本件業務の目的

本件業務は、地域子育て支援拠点事業、託児事業及び子育て援助活動支援事業を実施することを目的とする。

2. 本件業務の概要

- (1) 業務名 吉野川市子育て支援センター「ちびっこプラザ」
運営業務委託
- (2) 実施場所等 吉野川市鴨島町鴨島252番地1
日本フネン市民プラザ 4階
- (3) 業務内容 別に定める仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和7年4月1日 から 令和10年3月31日まで
- (5) 契約上限額 下表のとおり

吉野川市子育て支援センター「ちびっこプラザ」 (3年間)	83,820,000円
---------------------------------	-------------

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を置く法人又は団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 子育て支援事業または類似する事業の実施の実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更正手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこ

と。

- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4. 日程

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおり。

項 目	日 程
①募集要項等の公表	令和6年10月9日
②応募説明会申込書の受付締切	令和6年10月18日
③応募説明会（終了後、施設見学）	令和6年10月23日 午前10時～
④質疑の受付期間	令和6年10月23日～ 令和6年10月29日
⑤質疑の回答	令和6年10月31日までにホームページにて回答
⑥申請書類等の受付締切	令和6年11月8日
⑦第1次審査（書類審査） ※3者以下の申込の場合は省略	令和6年11月13日
⑧第2次審査（プレゼンテーション）	令和6年11月22日
⑨選定結果通知	令和6年11月下旬
⑩覚書締結	令和6年12月1日
⑪契約締結	令和7年4月1日

※②、④及び⑥については、期間中は午前8時30分から午後5時15分まで受け付けるものとする。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

5. 応募説明会への申し込み

募集要項の内容に関する説明会を次のとおり行うので、このプロポーザルへの参加を予定している者は、市ホームページの応募説明会申込書を電子メールにて提出すること。

なお、応募説明会申込書の提出後は、必ず電話にて受信確認を行うこと。（ただし、受信確認は土曜日、日曜日、祝日を除く。）

また、電話や来庁による提出等、規定以外の方法による提出は受け付けしない。

吉野川市 健康福祉部 こども未来課 児童総務係

TEL：０８８３－２２－２２６６

E-Mail：jidousoumu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

応募説明会日程

日 時	令和６年１０月２３日 午前１０時～
場 所	吉野川市役所 本館３階 大会議室
申込人数	２名以内
そ の 他	説明会終了後、希望者は施設見学を行う

６．参加申請の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、市ホームページから申請書類等をダウンロードし、次のとおり提出すること。

（１）受付期間

令和６年１０月２３日（水）から令和６年１１月８日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

（２）受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

（３）受付場所

吉野川市 健康福祉部 こども未来課 児童総務係

（４）提出方法

受付期間内に直接持参

（５）提出書類

① 参加申請書（様式第１号）

② 団体概要（様式第２号）

③ 事業実施計画書（様式第３号（１）～（４））

④ 収支予算書（様式第４号（１－Ａ）～（３－Ｃ））

※実施事業ごと及び３ヶ年度分を年度ごとに作成すること。

⑤ 実施事業における子ども・子育て支援交付金等の対象となる補助金の事業別計画一覧（様式第５号）

⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※発行日から３ヶ月以内のものに限る。

⑦ 直近１年間の財務状況がわかる書類（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書等）

⑧ 国税及び地方税の未納のない証明書等

※発行日から３ヶ月以内のものに限る。

（６）提出部数

１０部（正本１部、副本９部）

提出書類⑥～⑧については、正本に原本を添付するものとし、副本にはその写しの添付で可とする。提出書類は原則として A4 サイズとし、書類ごとにインデックスをつけて提出すること。

（７）申請の辞退

申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式７号）を提出すること。

7. 質疑の受付及び回答

本件業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書を提出すること。ただし、質疑の回数は、１参加者につき１回までとする。

（１）受付期間

令和６年１０月２３日（水）から令和６年１０月２９日（火）まで

（２）受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

（３）提出方法

次の宛先に電子メールにて質疑書（様式第６号）を提出し、提出後は必ず電話にて受信確認を行うこと。（ただし、受信確認は土曜日、日曜日、祝日を除く。）

なお、電話や来庁による質疑等、規定以外の方法による質疑は受け付けしない。

吉野川市 健康福祉部 こども未来課 児童総務係

TEL：０８８３－２２－２２６６

E-Mail：jidousoumu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

（４）回答方法

質疑があった場合は、令和６年１０月３１日（木）までに市ホームページにて回答する。

8. プレゼンテーションの実施

（１）実施日時

令和６年１１月２２日（金）午前１０時から

※詳細については、該当者に別途通知する。

(2) 実施場所

吉野川市役所 東館3階 231会議室

(3) 出席者

1 応募者につき2名以内とする。

(4) 実施時間

1 応募者あたり30分以内とする。

(5) 備考

- ① 参加申込書等の受付順により、1者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）で行うものとする。
- ② プレゼンテーションの内容は、提出した事業実施計画書の記載内容と同一のものとする。
- ③ パワーポイント等の使用は可とする。ただし、必要機器は各出席者で準備し、準備に要する時間は10分以内とする。

9. 選定方法

選定に係る審査は、吉野川市子育て支援センター「ちびっこプラザ」運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(1) 審査

① 第1次審査（書類審査）

選定委員会は、評価基準に基づき提出書類を審査して評価を行い、評価点数（15点満点）の合計が高い者から3者を第2次審査のプレゼンテーション対象者として選定する。ただし、参加者が3者以下の場合は、第1次審査を省略するものとする。

第2次審査のプレゼンテーション対象者として選定した参加者に対しては、選定した旨を通知し、選定しなかった参加者に対しては、選定しなかった旨を通知するものとする。

この場合において、参加者は、選定結果に関する異議申立て等は一切できないものとする。

② 第2次審査（プレゼンテーション）

プレゼンテーション対象者は、提出した書類に基づきプレゼンテーションを行うものとする。

選定委員会は、プレゼンテーションにおいて評価基準に基づき選定を行い、各選定委員から最も高い評価点を最も多く得た者を受託候補者とする。

各選定委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全選定委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とし、さらに全選定委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から選定委員の多数決により受託候補を選定する。

受託候補者に対しては、その旨を通知し、選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨を通知するものとする。

プレゼンテーション対象者は、選定結果に関する異議申立て等は一切できないものとする。

受託候補者については、選定後、速やかに市ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 第2次審査における最低基準

各選定委員の評価点の平均点が、100点満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない者は選定の対象としない。

(3) 参加者が1者の場合の取扱い

参加者が1者であった場合でも第2次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知するものとする。

10. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。また、既に契約を締結している場合は、契約を破棄するものとする。

- (1) 応募者の参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要項の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額（様式第4号の収入予算額の委託料）が契約上限額を超えたとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者として不適格と認められるとき。

11. 契約に関する事項

- (1) 受託候補者と市が協議し、提案のあった内容を基本として本件業務に係る仕様を確定させた上で、予算の範囲内で契約を締結する。

- (2) 吉野川市議会における令和7年3月定例会において、令和7年度当初予算のうち当該予算が否決又は減額となった場合、受託候補者と市が協議の上、契約できない又は契約金額を減額する場合がある。なお、以後の年度も同様とする。
- (3) 受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合には、市に対し、違約金を支払わなければならない。また、受託者が本件業務の履行に関して、市に損害を与えたときは、市に対し、損害を賠償しなければならない。

1 2. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 受付期間終了後の書類等の修正、差し替え、追加は、一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の事業計画書等の提出は、受付しない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、市は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、市に対して当該著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、吉野川市情報公開条例（平成16年10月1日条例第10号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。

1 3. 問い合わせ先

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市 健康福祉部 こども未来課 児童総務係
TEL：0883-22-2266
FAX：0883-22-2245
E-Mail：jidousoumu@yoshinogawa.i-tokushima.jp